

社会福祉法人松溪会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人松溪会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬は、別表1のとおりとする。

(報酬の総額)

第3条 定款第21条に定める、役員に対する各年度の報酬の総額は、
1, 200万円を超えない範囲とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が、招集に応じたとき又は法人業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表2のとおりとする。

(支払方法)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、支給方法に関しては、職員出張旅費規程を準用する。

(附則)

この規程は、平成22年10月 1日から施行する。

この規程は、平成25年10月 1日 改正

この規程は、平成26年 4月 1日 改正

この規程は、平成27年 1月 1日 改正

この規程は、平成29年 4月 1日 改正

この規程は、平成30年 4月 1日 改正

この規程は、平成31年 4月 1日 改正

この規程は、令和 2年 4月 1日 改正

この規程は、令和 3年 4月 1日 改正

この規程は、令和 4年 4月 1日 改正

この規程は、令和 5年 4月 1日 改正

この規定は、令和 6年 4月 1日 改正

この規定は、令和 7年 4月 1日 改正

別表 1

(令和 3 年 4 月 1 日改正)

役 職 区 分	報酬の額	備 考
理 事 長（常勤）	・ 役員俸給表（別紙）を適用 ・ 賞与 夏・冬	・ 勤務実態に応じ、号俸の当て嵌めは評議員会で決定する。 ・ 賞与支給率は、職員の支給率に準ずる。
理 事 長（非常勤）	報酬月額 （報酬月額 100,000 円） ＋（報酬日額 18,000 円×出勤日数）	・ 賞与は支給しない
理 事（常勤職員）	職員としての給与は、給与規程（別表 1）による。※理事業務に関する報酬は下記による。	その他、職員給与規程に準じる。
評 議 員 理 事 監 事 （非常勤）	報酬日額 15,000 円 ×出勤日数	・ 賞与は支給しない

別表 2

平成 29 年 4 月 1 日

鉄道賃・舟賃・航空費	私有車燃料費		日 当 （1 日につき）	宿泊料 （一泊につき）
実 費 （その他、列車等の急行、特別急行、寝台、座席指定、グリーン車等の料金を含む）	出張	私有車業務使用基準により支給	旅費片道 100km 以上 3,000 円 （50km～100km 未満は 1/2）	15,000 円
	招集	単価 20 円 ×走行距離		

(別紙)

役 員 俸 給 表

(令和7年度)

(R.7.4.1)

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	370,240	2 2	415,460	4 3	440,940
2	372,840	2 3	417,260	4 4	441,580
3	375,180	2 4	419,060	4 5	442,320
4	377,460	2 5	420,660	4 6	443,120
5	379,360	2 6	422,160	4 7	443,520
6	381,740	2 7	423,660	4 8	444,220
7	383,920	2 8	425,160	4 9	444,720
8	386,120	2 9	426,660	5 0	445,120
9	388,280	3 0	427,960	5 1	445,520
1 0	390,700	3 1	429,260	5 2	445,920
1 1	393,060	3 2	430,460	5 3	446,320
1 2	395,420	3 3	431,660	5 4	446,720
1 3	397,660	3 4	432,960	5 5	447,120
1 4	399,960	3 5	434,260	5 6	447,420
1 5	402,160	3 6	435,400	5 7	447,720
1 6	404,460	3 7	436,660	5 8	448,120
1 7	406,260	3 8	437,460	5 9	448,420
1 8	408,160	3 9	438,260	6 0	448,720
1 9	410,060	4 0	439,060	6 1	449,020
2 0	411,860	4 1	439,660		
2 1	413,660	4 2	440,300		